

登記手続案内をご利用の皆様へ



ご自宅等で案内を受けられます

法務局へお越しにならなくてもご自宅等で電話やウェブ会議サービスでの案内が受けられます。

※ウェブ会議サービスを利用した登記手続案内については、[こちら](#)をクリックしてください。



完全予約制

ご利用に当たっては事前の予約が必要となります。
まずは電話でのご予約をお願いします。



ご利用は 20分以内

1回のご利用は20分以内です。
20分を過ぎると、次の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。



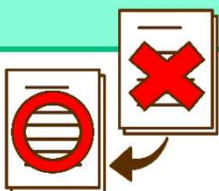
申請書の様式は事前にご確認をお願いします

代表的な登記申請書類の様式は、法務局ホームページに掲載していますので、可能な方はあらかじめダウンロードの上、内容のご確認をお願いします。



ご自身で作成 してください

申請書様式や添付書類など必要な手続について説明いたします。
書類の作成はご自身でお願いします。



事前の審査ではありません

申請前の書類に不備がないか事前に審査することはできません。
申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることがあります。
手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。
ご理解のほどをお願いします。

多くの方にご利用いただけるよう努めています。
皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。



奈良地方法務局

1

登記手続案内では、不動産の登記申請（住宅ローン等の完済、転居等による住所変更、相続、建物の取壊しなど）や商業・法人の登記申請（会社・法人の設立、役員変更など）について、申請書類の作成や、必要な書類等の一般的な説明を行います。



登記手続案内は**事前予約制**です。予約がないとご利用いただけません。
予約受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

予約申込み連絡先

2

奈良地方法務局	☎0742-23-5230 (音声ガイダンス⑥)	〒630-8301 奈良市高畑町552
葛城支局	☎0745-52-4950	〒635-0096 大和高田市西町1-63
中和支局	☎0744-22-3045	〒634-0078 橿原市八木町一丁目6-12
五條支局	☎0747-22-2484	〒637-0043 五條市新町三丁目3-2

★会社・法人に関する手続案内は、奈良地方法務局でのみ行っております。

3

登記手続案内をご利用することができる時間は、平日の午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時です。（支局によって、利用時間が若干異なります。詳しくはお問合せください。）



4

申請書の様式は**事前にご確認**をお願いします。

様式のダウンロードはこちらから（窓口にも備え付けています。）

不動産登記 <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>

商業・法人登記 <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>

不動産登記



商業・法人登記



5

あらかじめ、現在の登記内容が分かるもの（登記事項証明書・登記事項要約書）と、お手元にある関係書類をご用意いただくと、説明がスムーズに進みます。

6

ご自身での申請書の作成が難しい、時間がない、個別のニーズに応じた対応をしてほしいという方は、専門家にご相談ください。

奈良県司法書士会

☎0742-22-6677

<https://www.narashihou.or.jp/>



奈良県土地家屋調査士会

☎0742-22-5619

<http://www.nara-chousashikai.or.jp/>



※ 奈良県司法書士会では無料相談を定期的実施しています。
詳しくは奈良県司法書士会へお問い合わせください。

奈良地方法務局



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」